

高収益作物次期作支援交付金実施要綱

令和2年4月30日2生産第211号
一部改正 令和2年6月23日2生産第522号
農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の発生により卸売市場での売上げが減少する等の影響を受けた野菜・花き・果樹・茶等の高収益作物について、国内外の新たな需要等に対応するため、直接販売や契約栽培、輸出に向けて販路の転換又は拡大に取り組む農業者に対して、次期作における資材や機械の導入等の生産活動に対する支援や、輸出等の新たな需要確保に向けた新技術導入、海外の残留農薬基準への対応等の取組に対する支援を行うものとする。

第2 事業実施主体

事業実施主体は、次に掲げる者であって、受益農家が3戸以上であるものとする。

- 1 協議会（生産局長が別に定める要件を満たす農業者団体、都道府県等により構成される協議会をいう。）
- 2 都道府県農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知。（以下「推進事業実施要綱」という。）第2の1の（2）に定める都道府県農業再生協議会をいう。）
- 3 地域農業再生協議会（推進事業実施要綱第2の2の（2）に定める地域農業再生協議会、地域担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知）第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会又は「果樹産地構造改革計画について」（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）第5の1に定める産地協議会をいう。）
- 4 農業協同組合連合会
- 5 農業協同組合
- 6 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
- 7 農業者の組織する団体（生産局長が別に定める要件を満たす団体をいう。）
- 8 地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）が事業目的に資するとして特に必要と認めた団体

第3 事業の概要

事業実施主体は、生産局長が別に定める新型コロナウイルス感染症の発生により卸売市場での売上げ減少等の影響を受けたことが認められる高収益作物を、当該影響のあった期間に出荷した農業者を対象に、当該農業者の次期作における直接販売や契約栽培、輸出に向けた販路の転換又は拡大に資する生産体制の強化等の取組に対して交付金を交付するため、次に掲げる支援等を実施する。

- 1 高収益作物次期作支援

2 高収益作物次期作支援推進事務

第4 高収益作物次期作支援

1 取組実施者（本事業に取り組む農業者をいう。以下同じ。）の要件

- (1) 令和2年2月以降で生産局長が別に定める期間に生産局長が別に定める高収益作物の出荷実績がある又は廃棄等により出荷できなかったことがあること。
- (2) 収入保険、農業共済等のセーフティネットに加入している又は今後加入する意向が確認されていること。

2 次期作に向けた取組内容及び交付額等

- (1) 以下の取組類型を基にした生産局長が別に定める取組項目（以下、「取組項目」という。）から2つ以上実施する取組実施者に対し、生産局長が別に定める方法に基づき算定した交付対象面積（以下、「交付対象面積」という。）10アール当たり5万円、条件不利地域として生産局長が別に定める中山間地域等（以下、「中山間地域等」という。）については、交付対象面積10アール当たり5.5万円を交付するものとする。

ただし、高集約型品目（単位面積当たり経営費が著しく高い施設栽培のうち、生産局長が別に定める品目）は交付対象面積10アール当たり80万円又は25万円を交付するものとする。

なお、交付は一ほ場につき1回限りとする。

- ア 生産・流通コストの削減に資する取組
- イ 生産性又は品質向上に要する資材等の導入に資する取組
- ウ 土づくり・排水対策等作柄安定に資する取組
- エ 作業環境の改善に資する取組
- オ 事業継続計画の策定の取組

- (2) 以下の取組類型を基にした取組項目から1つ以上を実施する取組実施者に対し、取組類型ごとに交付対象面積10アール当たり2万円、中山間地域等については、取組類型ごとに交付対象面積10アール当たり2.2万円を交付するものとする。なお、各取組類型に基づく交付は、一ほ場につき1回限りとする。

- ア 新たに直販等を行うためのHP等の環境整備
- イ 新品種・新技術導入等に向けた取組
- ウ 海外の残留農薬基準への対応又は有機農業、GAP等の取組

- (3) 生産局長が別に定める品目について、厳選出荷の取組（ほ場、茶工場等において高品質なものを厳選して出荷する取組）を実施する取組実施者に対し、生産局長が別に定める方法に基づき確認した作業従事者数及び日数に応じて、1人・1日当たり2,200円を交付するものとする。

第5 高収益作物次期作支援推進事務

第4の支援について適切かつ円滑な実施に資するため、事業実施主体が行う業務に対して支援する。

1 取組内容

- (1) 推進・指導

事業実施主体は、取組実施者に対して本事業の実施等に必要な事項の周知徹底を図るとともに、対策の適正な実施を確保するための指導及び事務を行う。

(2) 交付事務

事業実施主体は、取組実施者から提出された申請書等の確認、取りまとめ、取組実施者に対する交付金の交付等を行うものとする。

(3) 実施確認

事業実施主体は、交付金の対象となる取組について、実施確認を行うものとする。

(4) その他必要な事項

2 交付額

推進事務を実施する事業実施主体に対する国の交付額は、定額とする。

3 委託

本事業の実施に当たり、必要と認められる場合には、事務の一部を都道府県その他次に掲げる要件を満たす組織に委託することができるものとする。

(1) 代表者が定められていること。

(2) 組織の意思決定の方法、事務及び会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法等を明確にした規約その他の規定が定められていること。

(3) 事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

4 事業の対象となる経費等

本事業の対象となる経費は、生産局長が別に定める経費の範囲とする。

第6 事業実施期間

本事業の実施期間は令和2年4月30日から令和3年3月31日までとする。

第7 成果目標の設定

生産体制の強化、新たな需要開拓等に資する取組が進展することにより、事業実施地区の高収益作物の作付面積が現況面積以上となっていることとし、目標年度は令和3年度末とする。

第8 交付金の交付

国は、予算の範囲内において、事業実施主体が本事業を実施するのに必要な経費を事業実施主体に対して交付する。

第9 募集方法

1 農林水産省のウェブサイトにおいて、原則として、生産局長が公募するものとし、その詳細は生産局長が公募要領で定めるものとする。

2 追加公募を実施する場合は、生産局長が定める追加公募要領に基づき行うものとする。

第10 事業の実施手続

1 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、本事業に係る事業実施計画書

を作成し、当該事業実施主体が事務所を置く都道府県を管轄する地方農政局長等の承認を受けるものとする。

- 2 生産局長が別に定める事業実施計画書の重要な変更については、1に準じて行うものとする。
- 3 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施状況報告書を地方農政局長等に提出するものとする。

第11 事業の交付決定及び事業着手

- 1 事業実施主体は、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に事業に着手するものとし、その申請は、高収益作物次期作支援交付金交付要綱（令和2年4月30日付け2生産第210号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）により行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合にあっては、事業の内容が承認され、かつ、交付金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

- 2 1のただし書により交付決定前に事業に着手する場合には、事業実施主体は、あらかじめ地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第1号により地方農政局長等に提出するとともに、交付要綱第5の規定による申請書の備考欄に交付決定前着手届の提出年月日を記載するものとする。
- 3 地方農政局長等は、事業実施主体が1のただし書に基づいて交付決定前に事業に着手する場合には、事前にその理由等を十分に検討して交付決定前に着手する範囲を必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第12 指導監督等

1 指導監督

事業実施主体は、本事業の適正な推進が図られるよう、取組実施者の交付対象面積及び取組状況を確認するなど、取組実施者の指導監督を行うものとする。

2 交付金の返還等

地方農政局長等は、事業実施主体に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになった場合にあっては、交付金の一部若しくは全部を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

また、事業実施主体が事業実施計画に従って適正かつ効率的に事業を実施していないと判断される場合であって、そのことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合又は事業実施主体の重大な過失若しくは悪意が認められる場合についても同様とする。

第13 報告

事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況等について地方農政局長等に報告するものとする。

第14 事業の評価

第4の支援については、生産局長が別に定めるところにより成果目標の達成状況について評価を行う。

第15 国と都道府県等の情報共有

地方農政局長等は、本事業の円滑な実施に資するため、以下のとおり都道府県との間で、管内の情報を共有するものとする。

- 1 地方農政局長等は、事業実施主体から提出された事業実施計画書について、当該事業実施主体が所在する都道府県（以下「関係都道府県」という。）に対して情報提供するものとする。
- 2 地方農政局長等は、第10の3及び第13に基づき事業実施主体から提出された報告内容及び当該事業に係る事業実施主体に対する指導内容について、関係都道府県に情報提供するものとする。
- 3 地方農政局長等は、第14に基づき事業実施主体から提出された成果目標の達成状況報告及び自己評価並びに点検評価及び事業実施主体に対する指導の内容について、関係都道府県に情報提供するものとする。
- 4 関係都道府県は、必要に応じて事業実施主体が所在する市町村に対して、地方農政局長等から提供された1から3の情報を提供することができるものとする。

第16 委任

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、生産局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月30日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月23日から施行する。
- 2 第4の2の(3)の取組については、新型コロナウイルス感染症発生後の令和2年2月以降に取組実施者が行うものについて適用する。

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道農政事務所長
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長
 〕

事業実施主体名

代 表 者 氏 名 印

高収益作物次期作支援交付金交付決定前着手届

事業実施計画に基づく下表の事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとした
ので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変によって実施した事業に損失を生じた場合、当該損失
は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がな
いこと。
- 3 事業に着手後、交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

| 事業内容 | 事業量 | 事業費 | 着手予定 年 月 日 | 完了予定 年 月 日 | 理 由 |
|------|-----|-----|---------------|---------------|-----|
| | | | | | |